

住民監査請求における証拠の提出及び陳述等に関する要綱

(平成15年12月26日付け15川監第429号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項及び第8項の規定に基づく証拠の提出及び陳述等に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求人による証拠の提出)

第2条 法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出は、郵便又は信書便による送付により行うことができる。

2 法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出の期限は、同条第1項の規定による請求人（以下「請求人」という。）の陳述の日までとする。ただし、監査委員がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(請求人の陳述の聴取)

第3条 法第242条第7項の規定による請求人の陳述の聴取の日時及び会場は、監査委員が定める。

2 監査委員は、陳述しようとする請求人が複数の場合は、陳述する者の数を制限することができる。この場合において、請求人は、陳述する者の選出を行うことができる。

3 請求人の陳述は、簡潔に行うものとし、陳述する者が複数の場合であっても、合計で1時間を超えないものとする。

4 監査委員は、請求人が本人に代わって代理人に陳述させようとするときは、その陳述を行う日までに請求人にその委任状を提出させなければならない。

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、前条の規定による陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

2 監査委員は、立会いをしようとする関係職員等が複数の場合は、立会いをする者の数を制限することができる。この場合において、関係職員等は、立会いをする者の選出を行うことができる。

3 前2項の規定により陳述の聴取に立ち会う関係職員等は、監査委員が認めるときは、その陳述の内容に関し意見を述べることができる。

4 監査委員は、関係職員等の立会いが前条の規定による陳述の聴取の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、当該立会いを制限することができる。

(関係職員等の陳述の聴取)

第5条 監査委員は、法第242条第5項の規定による監査を行うに当たっては、関係職員等の陳述の聴取を行うものとする。

2 関係職員等の陳述の聴取の日時及び会場は、監査委員が定める。

3 監査委員は、法第242条第5項の規定による監査の対象となる局等が複数の場合は、主となる局等の関係職員等に陳述させることができる。

4 関係職員等の陳述は、簡潔に行うものとし、陳述する者が複数の場合であっても、合計で1時間を超えないものとする。

(請求人の立会い)

第6条 監査委員は、前条の規定による関係職員等の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができる。

2 監査委員は、立会いをしようとする請求人が複数の場合は、立会いをする者の数を制限することができる。この場合において、請求人は、立会いをする者の選出を行うことができる。

3 前2項の規定により陳述の聴取に立ち会う請求人は、監査委員が認めるときは、その陳述の内容に関し意見を述べるができる。

4 監査委員は、請求人の立会いが前条の規定による陳述の聴取の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、当該立会いを制限することができる。

5 監査委員は、請求人が本人に代わって代理人を立ち合わせようとするときは、その立会いの日までに請求人にその委任状を提出させなければならない。

(陳述の聴取の中止等)

第7条 監査委員は、第3条又は第5条の規定により陳述する者が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該聴取を中止することができる。

2 監査委員は、第4条又は第6条の規定により立ち会う者が監査委員の指示に従わず、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、当該立ち会う者に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第8条 監査委員は、第3条又は第5条の規定により陳述の聴取を行うときは、傍聴を認めることができる。

2 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 傍聴人の決定は、陳述の聴取を行う日にその会場において、先着順により行うものとする。

(傍聴の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条又は第5条の規定による陳述の聴取の傍聴をすることができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) 旗、のぼり、プラカードその他陳述の聴取の会場に持ち込むことが不適当な物品を携帯している者

(4) 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用し又は携帯している者

(5) その他陳述の聴取の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第10条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監査委員の指示に従うこと。

(2) 第3条若しくは第5条の規定による陳述又は第4条第3項若しくは第6条第3項の規定による意見に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) 静粛を旨とし、私語、喫煙又は飲食をしないこと。

(4) 所定の傍聴の場所以外の場所に立ち入らないこと。

(5) その他陳述の聴取の場所の秩序を乱し、又は陳述の聴取の運営の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を

命ずることができる。

(1) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

(2) 傍聴人により、第3条又は第5条の規定による陳述の聴取の円滑な運営に支障を来すおそれがあると認めるとき。

(陳述の撮影等)

第12条 請求人、関係職員等又は傍聴人は、監査委員の許可を受けた場合を除き、陳述の聴取の会場において、撮影又は録音をしてはならない。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。